

## 令和4年度 第3回 市川市営住宅審議会 会議録

日 時 令和5年3月17日（金）午後3時00分～午後3時40分  
場 所 市川市役所 第1庁舎 5階 第3委員会室

出席者 【委員】 高崎委員、中村委員、芝田委員、田島委員、朝比奈委員、  
平山委員、川村委員、田中委員、小泉委員、西村委員  
【事務局】 福祉部 立場部長  
市営住宅課 品川課長、寺門主幹、長久保主査、加納主任主事

欠席者 鶴岡委員

議 題 (1) 市川市住宅セーフティネット計画（案）について  
(2) 住宅困窮度判定基準の改定について

傍聴者 なし

配付資料 ・ 次第  
・ 市川市営住宅審議会委員名簿  
・ 市川市住宅セーフティネット計画（案）  
・ 資料1：パブリックコメント実施結果  
・ 資料2：計画案修正箇所一覧  
・ 資料3：住宅困窮度判定基準改定概要  
・ 資料4：住宅困窮度判定基準表改定案

### 議事詳細

事務局（寺門）	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和4年度第3回市川市営住宅審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。私、本日の司会進行を努めます、市営住宅課の寺門です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立ち、新しい委員のご紹介をいたします。</p> <p>令和4年12月19日付をもちまして、石渡 信之（いしわた のぶゆき）様が解囑となり、新たに市川市民生委員児童委員協議会 理事、田島 明義（たじま あきよし）様が令和4年12月20日付にて本審議会委員に委嘱されましたので、ご紹介させていただきます。</p>
田島委員	<p>ただいま紹介をうけました田島です。住まいは妙典、妙典の田島といえはだいたいわかる方が多いと思いますので、新人ですが、よろしくお願いいたします。</p>

事務局（寺門）	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本会議の公開・非公開についてです。</p> <p>本日の議題（１）（２）ともに、「市川市審議会等の公開に関する指針」に基づき、非公開とする要件がございませんので、公開といたします。</p> <p>傍聴可能の会議となりますが、本日傍聴者の方はいらっしゃいません。</p> <p>会議中の撮影、録音につきましては禁止ですのでご了承願います。</p> <p>ただし、会議録作成のため、事務局にて録音をさせていただきます。</p> <p>発言者は、名前をおっしゃってから発言していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、事前にお配りした資料の確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 市川市住宅セーフティネット計画（案）修正版（冊子）</li> <li>・ 資料１：パブリックコメント意見一覧</li> <li>・ 資料２：パブリックコメント後修正箇所一覧</li> <li>・ 資料３：住宅困窮度判定基準の改定について</li> <li>・ 資料４：住宅困窮度判定基準表改定案</li> </ul> <p>以上となります。</p> <p>不足はございませんでしょうか？</p> <p>もし無いようでしたら、こちらの予備をお渡しします。</p> <p>続きまして、次第２、事務局を代表いたしまして、立場福祉部長より皆様にご挨拶申し上げます。</p>
立場部長	<p>皆様こんにちは、福祉部 部長の立場でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、市川市営住宅審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今回、新たに委員となられました田島様につきましては、来年４月の任期終了までどうぞよろしく願います。</p> <p>今年度は、新たな審議などもあり、皆様には例年より多くの時間を頂戴いたしました。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により、ここ暫くは書面やオンラインなど、不規則な開催形式となることもありました。皆様のご理解のもと、予定どおりの審議をすすめていただいたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>今回の議題は、引き続き「市川市住宅セーフティネット計画」策定についての審議と、市営住宅の空家入居希望者の順位決定に係る、困窮度判定基準の改定についての審議であります。</p> <p>２つの議題とも、今回のご審議にて答申をまとめていただきたいと思います。</p>

事務局（寺門）	<p>っております。</p> <p>この答申を受けまして、今後市民により良い住環境を提供できるよう、それぞれの住宅施策を進めてまいります。</p> <p>それでは、委員の皆様には、公正なご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからは高崎会長に審議会の議事進行をお願いいたします。</p>
高崎会長	<p>それでは議長を務めます、高崎でございます。暫時よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、鶴岡委員が欠席されておりますが、委員の過半数である6名以上の委員が出席されておりますので、市川市営住宅設置及び管理に関する条例第63条第2項の規定により、会議は成立しております。</p> <p>それでは、次第3、議題（1）「市川市住宅セーフティネット計画（案）について」に移ります。まず、事務局より説明をお願いします。</p>
品川課長	<p>市営住宅課 品川より説明いたします。</p> <p>議題（1）の諮問「市川市住宅セーフティネット計画（案）について」は、前回の審議会におきまして、1回目の審議をしていただきました。今回は、昨年12月までに実施しました、パブリックコメントの結果を踏まえたうえで、最終案について引き続きご審議いただき、答申をまとめていただきたいと思います。</p> <p>まず、パブリックコメントの結果についてです。</p> <p>資料1にパブリックコメントの意見と本市の回答について整理しております。</p> <p>今年1月に本市の公式Webサイトに公表したものに加筆したものです。意見欄につきましてはなるべく原文のままにしております。それではこれに沿って説明いたします。</p> <p>いただいたご意見は、団体含め4名の方から、計16件ありました。各ご意見に対し、本市の回答としましては、「（案）の修正をするもの」、「今後の参考とするもの」、「（案）に盛り込み済みのもの」、「その他」、の4つに分類しております。こちらはパブリックコメントの様式に沿って分類しております。</p> <p>次に内訳と回答についてご説明します。</p> <p>今回は、「案の修正をするもの」、「その他」に分類するものはありませんでした。</p> <p>「盛り込み済みであるもの」につきましては、資料右端の列にありますように、計画（案）の該当ページにある項目に、ご意見内容が盛り込まれております。</p>

<p>高崎会長</p>	<p>住戸の供給に関しましては、借上げ等による民間住戸の活用について、と単身者向け住戸の確保についてご意見がありました。我々と同様に必要性を感じていらっしゃるものであります。</p> <p>「今後の参考とするもの」につきましては、具体的な施策や制度設計に直接かかわる内容が含まれているもので、今後本計画を進めるにあたり、所管である市営住宅課だけでなく、関係部門との情報共有を行いながら進めていくもの、として回答しております。</p> <p>主な内容としましては、障がい者向けの住戸確保やサポートについてのご意見や、見守り等の福祉的なサポートの必要性を期待する意見が多く見られました。</p> <p>また、見守られる側も受け身ではなく、積極的に地域とかかわることにより、活動や活躍の場を広げることも「住みやすさ」につながることから、コミュニティの醸成も重要と受け止めました。</p> <p>他に、居住支援協議会設立や各団体との更なるネットワークづくりに期待する声もありました。これらを仕掛けていくことも必要であると受け止めております。</p> <p>全体的には、計画案を大きく見直す項目はないものとして、最終案のまとめに入っております。</p> <p>その際、パブリックコメントとは別に、誤記等や、内部調整により、前回お示ししたパブリックコメント前の計画案から一部を修正しております。</p> <p>修正内容は、資料2にまとめてあります。</p> <p>こちらは計画内容を大きく変えるものではありませんが、最後の行の長寿命化計画に係る改修スケジュールにつきましては、この2月議会で議決されたとおり、令和5年度当初予算の結果を反映しております。</p> <p>本市の施設は、建設時期が集中していることから、皆様もご存じかもしれませんが、現在全庁的にほぼ同様のレベルで老朽化が著しい状態である上に、財政事情が厳しいこともありまして、市営住宅につきましても、これまでの長寿命化計画どおりに外壁などの大規模改修を毎年何件も実施することは難しい状況であります。</p> <p>そのため、工事実施予定の先送りや、それまでは代わりに簡易な修繕で対応する等の計画変更を迫られているのが実態であります。</p> <p>市営住宅の改修工事につきましては、条件を整えば国の補助事業として、国庫補助、いわゆる補助金による実施も可能ではありますが、それでも見送られるほど厳しい査定が行われているのが現状であります。</p> <p>この改修スケジュールにつきましては、毎年の予算化の結果に合わせて、都度修正が必要になるものと考えております。</p> <p>今回、これらを盛り込んだ最終案を冊子としてお示ししております。</p> <p>この計画（案）について、最終的なご意見を答申としてまとめていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは皆様よりご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願い</p>
-------------	---

<p>委員全員</p>	<p>します。  (意見がないことを確認後)  質問等がございませんので、「市川市住宅セーフティネット計画（案）について」の審議をまとめたいと思います。</p> <p>それでは、提示された「市川市住宅セーフティネット計画」の最終案について、概ね妥当である、と答申することにご異議ありませんか。  賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
<p>高崎会長</p>	<p>(挙手を確認)</p> <p>賛成者全員と認めます。  それでは、諮問「市川市住宅セーフティネット計画（案）について」、この結果を市長に答申することいたします。</p>
<p>委員全員</p>	<p>その際、「妥当」との審議結果を受けた上で、私から意見の付記を提案したいと思います。</p> <p>1つ目は、計画の実施に際しては、より市民の理解が得られるよう、きめ細かい情報発信と丁寧な説明に努めていただきたい。  2つ目は、今回のパブリックコメントをはじめ、市民の意見を反映させた上で、施策を行うよう努めていただきたい。  これらにご賛同いただければ、答申に付記したいと思います。いかがでしょうか。  ご賛同いただければ、挙手をお願いします。</p>
<p>高崎会長</p>	<p>(挙手を確認)</p> <p>賛成者全員と認めます。  それでは、これらの意見を付記し、答申いたします。</p>
<p>委員全員</p>	<p>その際、答申書の作成、及び字句等の確認については、会長に一任していただき、答申書の写しは、後日事務局より各委員に送付していただきます。  これにご異議ございませんか？  賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
<p>高崎会長</p>	<p>(挙手を確認)</p> <p>答申書の作成などについては、会長に一任するものと決定しました。今後の進め方について、事務局より説明してください。</p>
<p>事務局（寺門）</p>	<p>先ほどの審議結果を基に、答申書を取りまとめた後、3月中に会長より市長に答申していただきます。委員の皆様には、後日答申書の写しを</p>

高崎会長	<p>お送りさせていただきます。</p> <p>計画につきましては、答申を受け、3月末までに策定を完了し、令和5年4月より実施となります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上を持ちまして議題（1）を終了します。</p> <p>次に、議題（2）「住宅困窮度判定基準の改正について」に移ります。諮問について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（寺門）	<p>議題（2）「住宅困窮度判定基準の改正について」の諮問書を、福祉部長から審議会会長へお渡しいたします。</p>
立場部長	<p>令和5年3月17日</p> <p>市川市営住宅審議会 会長 高崎正雄様</p> <p>市川市長 田中 甲</p> <p>諮問 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例第60条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。</p> <p>諮問事項 住宅困窮度判定基準の改定について （立場部長から高崎会長へ諮問書を渡す）</p>
高崎会長	<p>それでは、ただいまの諮問を受け、議題（2）「住宅困窮度判定基準の改正について」審議いたします。</p> <p>まず、事務局から内容を説明してください。</p>
品川課長	<p>市営住宅課 品川より説明いたします。</p> <p>議題（2）の「住宅困窮度判定基準の改定について」は資料3に沿ってご説明します。</p> <p>資料4につきましては、現在公表している困窮度判定基準表に改定内容を当てはめたもので、他の困窮度に対する加点と比較できるよう、お配りしております。</p> <p>まず、「諮問に至る経緯」についてです。</p> <p>前回の審議会にてご説明したとおり、国の要請を受け、入居資格に係る、DV被害者及び犯罪被害者等について、対象者の定義及び優先入居の条例改正を先の12月議会に上程し、可決、即日施行されました。</p> <p>このことから、令和5年6月実施予定の空家入居希望募集に係る、困窮度判定基準について、改定することとしました。</p> <p>改定に際しましては、条例の定めにより、市営住宅審議会にて審議することとなっておりますので、今回、ご審議いただく運びとなりました。</p> <p>それでは、改定内容についてご説明します。</p> <p>1つ目のDV被害者に関する改定ですが、2箇所あります。</p> <p>まず、1段目の保護対象者の拡大についてです。</p>

これは国の要請に基づき、条例改正にて入居資格としてのDV被害者の定義について、これまでの「配偶者暴力防止法」に基づく保護を受けた者に加え、「児童福祉法」に基づく保護を受けた者を追加しております。

具体的には、法律で定める「母子生活支援施設」の入所者、又は退所後5年以内の者についても対象とすることとなります。

確認については、各対象施設にて発行する「在籍証明書」等の書面を提出してもらうことで行う予定です。

3段目にあります、赤で書いてある部分については、DV被害者の定義を拡大するものです。

これは、同じく国の要請を基に条例改正を行ったことによる改定となります。

法律で定める公的機関及びNPO法人に対し、DVの相談を行って、住宅に困窮していることを証明又は確認ができた者について、対象とするものです。

具体的には、「売春防止法」に規定する婦人相談所が発行する証明書や「配偶者暴力防止法」に規定する配偶者暴力相談支援センター、その他同様の機関、団体が発行するDVの被害を受けて住宅に困窮している旨を確認したことを示す書面、いわゆる「確認書」を基に、対象者と判断するものです。

国の要請文にある「確認書」のひな形は、対象者がどのような被害を受けているか等の内容についての記載項目はありません。

これは、被害内容の詳細は秘匿されるものであり、また我々が行う入居条件の審査において、内容の真偽を調査することはできないことから、公的機関の書面をもって、判断するものであります。

なお、該当する主な公的機関は、千葉県が設置しているものでは「婦人相談所」にあたる「女性サポートセンター」をはじめ、「配偶者暴力相談支援センター」にあたる「男女共同参画センター」及び13箇所の健康福祉センター、いわゆる保健所の中に窓口があります。

本市では、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関として、「市川市男女共同参画センター」がございます。

これまで、DV被害者の入居については同センターから年に数件相談を受けております。国の要請に準じて、ほぼ同様の扱いを行ってまいりました。

今回の条例改正、及び基準改定にあたり、同センターとも情報共有、意見交換を行っており、作業フローの確認や細部について、調整を進めております。

DV被害者に対する困窮度の加点につきましては、現行のまま3点とするものであります。

引き続き、2つ目の犯罪被害者等についての項をご説明します。

こちらは、これまで入居希望申し込みの条件として募集案内に明示されておられません。国の要請を基に個別に判断していたものですが、今回の条例改正に合わせ明文化するものです。

資料の表の1段目にある対象者につきましては、「犯罪被害者等基本

法」に基づき、犯罪により経済的に困窮となった者について、入居の資格があるものとし、さらに加点も行うものです。

具体的には、事件による怪我等で退職や廃業など、これまでの就労や事業の継続が不可能となり、収入が減った場合などが想定されます。

2段目につきましては、同法に基づき、事件後、引き続きその住居での生活が困難となった者について適用するものです。

事例としましては、放火や詐欺などで、それまでの住居が利用できなくなった場合や、精神的ストレスで居住し続けることが困難な場合、また、加害者が保釈や刑期満了後などに、いわゆる「お礼参り」の危険があり、既知の住居では住み続けられない場合などが想定されます。

さらに、いわゆる「改正ストーカー規制法」を受け、GPSによる位置情報取得等により、身の安全が脅かされ、居住が困難となった者に対しても配慮をするようにと、国からの要請内容が改訂されたことから、これについても追加することとします。

これらの事実確認につきましては、客観的に判断できることが必要ではありますが、多様なケースが想定されるため、判断が難しいかと思われます。

また、これまで入居相談の実績もほとんどなかったことから、事例研究が進んでおらず、判断に時間を要する可能性もあります。

まずは本人からの申し出を基に、証明書にあたるものが入手できればそれで確認します。できないとしても、警察や裁判所等から発行される関係書類の控えなどから確認できないか、と考えています。

場合によっては、関係機関へのヒヤリング等を行うことも想定されます。この場合にも、あまり内容について深く入ることは難しいと思いますので、事実確認が中心になるのではないかと見ております。

次に、加点につきましてはこの項目が新設となりますが、配点はDV被害者と同じく3点とする予定です。

これは、DV被害者も犯罪被害者も被害を受けている者にとらえられますので、物理的、経済的、精神的な面におきまして、困窮の度合いはDV被害者と大きく差があるものではない、という考えによるものであります。

また、参考までに県内の他市の状況も確認しております。

県内全33市の内、本市の様に入居希望者募集に際し、「困窮度判定表」により点数化して入居案内順位を決定していたり、優先枠を設けるなどの方法をとっている市が15市あり、その内DV被害者に対する加点を行っている市が7市、更に既に犯罪被害者等にも加点を行っている市は5市確認ができました。

その5市すべてにおきまして、DV被害者と犯罪被害者等の加点については同点としており、本市の考え方が特異なものではない、ととらえております。

改定内容について説明は以上です。

ご審議の上、今回回答申をまとめていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

高崎会長	それでは皆様よりご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願いします。
朝比奈委員	はい。(挙手)
高崎会長	朝比奈委員、お願いします。
朝比奈委員	市川市生活サポートセンターそらの朝比奈です。 資料2点目の犯罪被害者についてですが、特に警察から、そらが依頼を受けて、ストーカー被害を受けた方に逃げただけで支援をしたことがあります。警察から何らかの書面を出すことが難しく、事情聴取をした記録を情報開示請求して下さい、といった話になり、かなりの時間がかかって、その間どこにいていただくかシェルターの確保なども求められるケースがありました。4、5年前になりますので、制度が進展していることもあろうかと思いますが、先ほどおっしゃった確保の仕方ということについては、警察と直接連携を取っていただきたいということをお願いしたいと思います。
品川課長	市営住宅課 品川です。 ご意見ありがとうございます。我々も確かに情報が少なく、事例も少ないので参考にさせていただきます。申請して書類が出るのに、時間がかかるとしても、例えば今回の困窮度判定につきましては、6月に申し込んで順位決定までに少し時間が取れます。必要に応じて、我々の方から開示請求を行って、追っかけて入手することは可能だと思いますので、申し込みの際に書類がなきゃいけないことは避けるとか、運用の面での工夫はするべきだと考えております。この後の手法については検討します。
朝比奈委員	わかりました、ありがとうございます。
高崎会長	その他、意見等ございませんか。
平山委員	はい。(挙手)
高崎会長	平山委員、お願いします。
平山委員	男女共同参画センターの平山です。 私からも、犯罪被害者について確認です。現在私どもでDV被害者の方についてDV相談証明は発行していますが、今、親からの虐待を受けた方がすごく増えていまして、その方に関してはDVではないので証明書は発行できていないような状態です。ただ、親から住所を隠したいという方が多くいます。そのような方々もこの犯罪被害者に含めてよろしいのでしょうか。

品川課長	<p>市営住宅課 品川です。</p> <p>即答はできないので、事例を解析します。元々は何かしらの確認ができるものからスタートしているの、シェルターのようにすぐに入れるものではないです。1年間に1回しか募集をしていませんので、入居が決まるまでにそれなりの時間がかかるものです。今困っていて、急にどうしよう、という方には少し弱い制度になると思います。実際の入居で、未成年で一人だけという入居は今行っていないので、成人、もしくは18歳以上という方が対象になると思います。法が改正したばかりで、18歳以上から家も借りられるようになったと思いますが、それに対して我々の方がまだ事例がないのが実態です。分析をして、なるべく困らないように進めます。繰り返しになりますが、急遽入りたいという方への制度ではありませんので、これはこの後説明しますが、一時入居という本来とは目的が異なる入居について相談を受けることになると思います。そちらの方が、我々の判断に委ねられる制度となりますので、そちらを使った方がよいのかなと思います。</p>
平山委員	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
高崎会長	<p>その他、質問、意見等ありますでしょうか。  (意見がないことを確認後)  事務局、このまま議事をすすめてよろしいでしょうか。</p>
品川課長	<p>はい、基本的な諮問の内容は変わらないと思っております。運用については、このあとご説明するような進め方で準備をしております。</p>
高崎会長	<p>はい、わかりました。  それでは、他に質問等がございませんので、「住宅困窮度判定基準の改正について」の審議をまとめたいと思います。</p> <p>それでは、「住宅困窮度判定基準の改定」について、その内容が妥当である、と答申することにご異議はありませんか。  賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委員全員	<p>(挙手を確認)</p>
高崎会長	<p>賛成者多数と認めます。</p> <p>それでは、「住宅困窮度判定基準の改定について」、この結果を市長に答申することいたします。  その際、答申書の作成、及び字句等の確認は、会長に一任していただき、答申書の写しは、後日事務局より各委員に送付していただきます。  これにご異議ございませんか？  賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

委員全員	(挙手を確認)
高崎会長	答申書の作成などについては会長に一任するものと決定しました。今後の進め方について、事務局より説明してください。
品川課長	<p>こちらの答申につきましても、議題（１）の答申と同様の流れとなります。</p> <p>３月中に答申書を取りまとめ、会長より市長に答申していただき、委員の皆様には、後日答申書の写しをお送りさせていただきます。</p> <p>今回の答申結果を基に、３月末までに改定内容を確定し、令和５年度からの市営住宅空家入居希望者登録の困窮度判定基準に適用することとします。</p> <p>令和５年度の空家入居希望者登録募集の準備につきましては、例年通り６月上旬を予定しており、募集案内については５月中旬ごろに作成完了を目指すこととなります。</p> <p>その際、今回の改定内容を盛り込んだ案内資料を作成しますが、その表記等につきましては、事前に会長にご説明の上、委員の方々には資料配付によるご報告、という形で進めさせていただきたいと考えております。先ほど言いましたように、記述の仕方によって相手方の捉え方も違うと思いますので、その辺も慎重に整理し、ご説明の上、進めたいと思います。そのような進め方で了解いただけるようお願いいたします。会長の方には了解をとっていただければと思います。</p>
高崎会長	事務局の説明のとおり、事前に私が確認をした上で募集を始める、ということでしょうか。
	(意義がないことを確認後)
高崎会長	<p>異議がないと認めますので、私が確認した上で、事務局から委員の皆様へ報告させていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、議題（２）「住宅困窮度判定基準の改正について」を終了します。</p> <p>以上で、本日の議題はすべて終了しました。議長を降壇させていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、議事を事務局にお返しします。</p>
事務局（寺門）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より事務連絡がございます。</p>
品川課長	<p>市営住宅課 品川より、進捗報告が１件あります。</p> <p>前回２回目の審議会で触れました、一時入居の件です。</p>

事務局(寺門)	<p>事前に平山委員よりお問い合わせがありましたので、平山委員にご説明しておりますが、委員の皆様にも説明いたします。</p> <p>前回の資料の中で、一時入居、例えば火災の被災者、犯罪被害者、DV被害者の方々に一時的に部屋を貸すという話があったかと思いますが、こちらについては目的外使用、本来の公営住宅の入居とはまた別の目的となっておりますので、目的外使用としてのくくりとなっております。</p> <p>そのため、今回行った条例改正や施行規則には登場しない項目となります。第2回審議会のあと、内規の整理とDV被害者関係につきましては、本市の男女共同参画センターを所管している多様性社会推進課とも調整を進めております。やはり細かいところまですり合わせが必要なのと、事例の問題がありましたので、その辺を詰めているところです。実際にはすでにDV被害者も犯罪被害者もウクライナ関係も各部門から相談を受けていまして、実施している状況です。ただし、火災による一時入居の場合は被災のしおりということで、オープンにしているものはありますが、それ以外のものにつきましては、秘匿性や安全性の問題もありますので、堂々とWebページに出すなどの公表はしておりません。運用は始まっていますので、その経過についてご報告です。以上です。</p> <p>以上を持ちまして、令和4年度第3回市川市営住宅審議会を閉会いたします。</p> <p>皆様、本日は長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>
---------	---